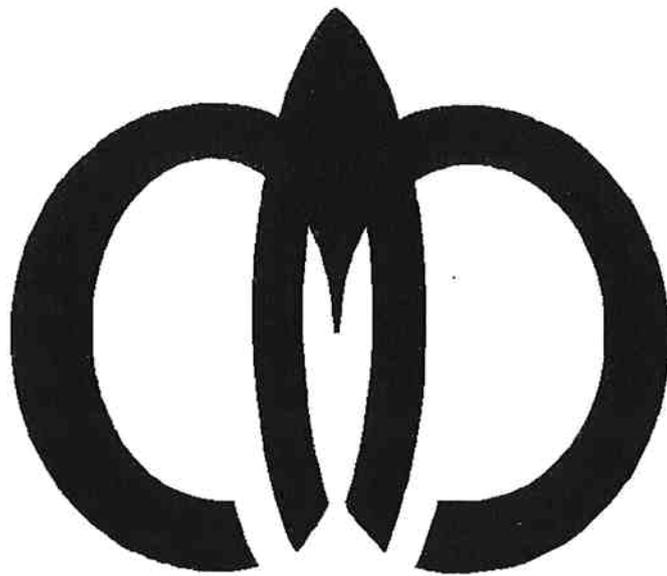


# 第4次穴水町行政改革大綱

— 「町民と行政が協働するまちづくり」 を目指して —

目標年次：平成22年度～平成26年度



平成22年3月

穴 水 町

## < 目 次 >

はじめに	1
I 行政改革の必要性	2
II 行政改革推進の基本方針	2
III 行政改革の実施方法	3
1 実施期間	3
2 行政改革の進行管理	3
3 実施計画等の公表	3
4 大綱の改定	3
IV 行政改革の主要事項	4
1 行政運営の効率化及び組織体制の見直し	4
(1) 役場組織等の見直し	4
(2) 人事制度の見直し	4
(3) 事務事業の見直し	5
(4) 行政評価制度の導入	6
2 定員管理適正化及び給与の適正化	7
(1) 定数管理の適正化	7
(2) 給与の適正化	7
3 人材育成の推進と透明性の向上	7
(1) 人材育成の推進	7
(2) 職員研修の実施	8
(3) 職員提案制度の活性化	8
(4) 町政に関する情報の提供	8
4 財政運営の健全化	8
(1) 経費の節減合理化等の財政の健全化	8
(2) 補助金等の整理合理化	9
(3) 公債費の適正化	9
(4) 繰出金の抑制	9
(5) 公共工事の効率化	10
(6) 公会計の整備	10

5	地方公営企業等の経営の健全化	10
(1)	病院事業	10
(2)	上下水道事業	11
(3)	国民保養センター「キャッスル真名井」及び湯ったり館	11
6	外郭団体等の効率的な運営	11
(1)	外郭団体の見直し	11
(2)	一部事務組合等における運営の効率化	11
(3)	その他団体等の見直し	12
	用語の説明	13

～ はじめに ～

本町においては、平成8年に第1次行政改革大綱が策定され、行政改革に着手して以来、行政サービスの向上と行政組織の効率化等、健全なる財政運営を目指し改革に取り組んできましたが、税金の著しい減少や、国の施策である三位一体改革<sup>\*1</sup>による国庫補助金、地方交付税<sup>\*2</sup>の削減等に加え、病院事業の経営悪化等により、町財政は逼迫した状態となっています。

今回、第4次穴水町行政改革大綱を策定するにあたり、町民の意見を町政に反映し、町民による町政への参画の推進を図るため、町民や民間の有識者で組織された「穴水町行政改革推進懇話会」に諮問し、平成21年11月、6項目にわたる基本方針の答申をいただきました。

穴水町では、この答申を十分に踏まえ、平成22年度を初年度とする5ヵ年計画の「第4次穴水町行政改革大綱」を策定し、「行政運営の効率化及び組織体制の見直し」、「定員管理の適正化及び給与の適正化」、「人材育成の推進と透明性の向上」、「財政運営の健全化」、「地方公営企業等の健全化」、「外郭団体等の効率的な運営」の6項目を重点項目として、点検・見直しを進めることとしたものであります。

今後は、この大綱に基づき、実効性のある改革を推進し、行政改革推進体制の強化と徹底した職員の意識改革を実践するとともに、情報の公開<sup>\*3</sup>と住民参加による町民の理解と協力を基本原則とした行財政運営ができるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

平成22年3月

穴水町長 石川 宣雄

## I 行政改革の必要性

穴水町では、平成8年に第1次行政改革大綱が策定されてから、これまでに3次に亘る改訂を行いながら行政サービスの向上と行政組織の効率化等、健全な行財政運営に取り組んできました。

しかしながら、今後ますます社会問題となる地球温暖化、過疎化、少子高齢化や世界的金融危機を端とする雇用の悪化等、社会経済情勢の変化に対応しつつ、新しい時代に対応できる柔軟で機動力に満ちた行政運営を実現していくことや、「情報の公開」、「地域協働」等を基本に、町民の理解と協力を得ながら、「安心・安全で自立した地域づくり」に向けた役割分担を確認し合い、既存の枠組みや発想にとらわれなく町民と行政が一体となり新たな視点に立った行政改革をより一層推し進めることが求められています。

このため、新しい町政運営の基本的方針として「第4次穴水町行政改革大綱」を策定し、行政改革を積極的に推進するとともに、行政改革推進の具体的方策である「実施計画」を定め、改革の内容と実施時期を明確にし、その経過に町民や行政等による評価・見直しを行いながら、着実に実行するものです。

## II 行政改革推進の基本方針

これまで本町では、「簡素でわかりやすい組織体制への再編整備」、「職員の意識改革と定数等の適正化」、「持続可能な財政基盤の確立」、「公の施設管理の効率化と経営改善」の4つの柱を基本方針とし、行政改革に取り組んできました。

新たな大綱では、これら4つの柱を継承しながら、さらにきめ細かく、行政改革推進体制の強化と徹底した職員の意識改革を実践するとともに、町民と協働しながら、職員一丸となって行政改革を着実に推進するため、次の6つの柱を推進事項として定め、集中的に取り組んでいくことを基本方針とします。

- ① 行政運営の効率化及び組織体制の見直し
- ② 定員管理の適正化及び給与の適正化
- ③ 人材育成の推進と透明性の向上
- ④ 財政運営の健全化
- ⑤ 地方公営企業等の健全化
- ⑥ 外郭団体等の効率的な運営

### Ⅲ 行政改革の実施方法

#### 1. 実施期間

平成22年度から平成26年度までの5カ年間とする。

#### 2. 行政改革の進行管理

行政改革の進行管理は、総務課で行うこととし、行政改革推進本部を中心に全ての職員が自らの問題としてとらえ、新たな発想と展望を持ち全庁的な体制で推進する。

また、実施計画の策定にあたっては、住民や議会等からの意見、提案を反映させるものとする。

なお、町民等の意見を取り入れるための組織として「穴水町行政改革推進評価委員会（案）」を設置し、行政改革の取り組み状況を定期的に検証するとともに、外部評価を得ながら行政改革の推進に取り組むものとする。

#### 3. 実施計画等の公表

実施計画及び実施状況については、広報、ホームページ及びケーブルテレビを活用し、年度毎に公表するものとする。

#### 4. 大綱の改定

実施期間中における社会経済情勢の変化等によって、新たな課題に対応する必要が生じたときには、適切な改定を行うものとする。

## IV 行政改革の主要事項

### 1. 行政運営の効率化及び組織体制の見直し

#### (1) 役場組織等の見直し

##### ①住民と行政の協働<sup>\*4</sup>によるまちづくりのための環境整備

地方分権の推進により、自らの責任と工夫による魅力的で個性あるまちづくりを自主的かつ主体的に推進する。

また、住民と行政の協働によるまちづくりのための環境整備を図る。

#### 【主な改革項目】

- ・住民協働意識の醸成（住民協働の担い手の育成等）
- ・住民協働の仕組みの確立（役割分担の確立、住民参画の促進等）
- ・住民と行政の情報共有化の推進（住民と行政の対話の促進等）

##### ②新たな行政課題に柔軟に対応するための組織体制の確立

少子高齢化・過疎化の進行による人口減を食い止めるための政策や環境づくり、広報・インターネットによる情報化の推進、自然環境に対する関心の高まり等、住民のライフスタイルの変化によるニーズの多様化により、町行政を取り巻く環境は変化していることから、新たな行政課題に柔軟に対応するための組織運営を推進する。

#### 【主な改革項目】

- ・少子高齢化・維持が困難な集落の対策等の推進体制の充実
- ・住民のニーズに柔軟に対応できる組織運営の推進
- ・慣例・慣行にとられない組織体制の確立

#### (2) 人事制度の見直し

##### ①勤務成績評価制度の導入

客観的で公平性や透明性が高く、実効性がある勤務成績評価制度の導入とともに、評価に基づく登用を推進する。

#### 【主な改革項目】

- ・勤務評定を公平に評価するための勤務成績評価制度の導入
- ・評価者研修、管理者研修の充実
- ・女性職員の管理職への登用

## ②職務・職責に応じた給与形態の確立

人事院勧告<sup>\*5</sup>を基本としつつ、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与形態を確立する。

### 【主な改革項目】

- ・職務・職責に応じた給与形態の確立

## ③勤務環境の整備の推進

育児・介護を行う職員の環境整備を推進する。

また、適正な人員配置及び組織事務の効率化による資質の向上に努める。

### 【主な改革項目】

- ・フレックスタイム制の活用
- ・管理職のコミュニケーション力向上による職場環境の改善

## (3) 事務事業の見直し

### ①事務事業の効率化

厳しい財政状況の中、多種・多様化する行政ニーズに適切に対応するため、事務事業の選別化（仕分け）を行い、類似事業の統廃合や民間委託等（指定管理者制度<sup>\*6</sup>を含む）を積極的に推進し、行政運営の効率化を図る。

また、民間委託等については、行政が本来担うべき役割を踏まえ、たうえで進めるとともに、住民ニーズ及び費用対効果等の検討を十分に行い、職員の定員管理と照らし計画的な民間委託等の推進を図る。

### 【主な改革項目】

- ・行政評価制度<sup>\*7</sup>（事務事業評価（内部・外部評価））の導入及び評価内容の公表
- ・事務事業の選別化（仕分け）による類似事業の統廃合、民間委託等の推進
- ・各種事務手続きの簡素化、効率化（マニュアルの作成等）の推進
- ・スクラップ・アンド・ビルド<sup>\*8</sup>の実施
- ・指定管理者の公募制の拡大

## ②公共施設の管理運営

社会経済情勢や住民ニーズの変化を踏まえ、存続の必要性、利用目的・方法の変更や多様化、経費削減等の合理化、民間委託等の活用等、幅広い視点から検討を加えるとともに、そのあり方について、必要に応じ廃止等も含めた見直しを進める。

### 【主な改革項目】

- ・民間委託等の推進
- ・施設の統廃合
- ・遊休スペースの活用

## ③環境対策

庁舎内部における資源の有効活用と環境美化に対応する取り組みを積極的に行うとともに、経費削減に努める。

また、平成21年3月に策定した第1次穴水町地球温暖化対策実行計画<sup>\*9</sup>に対する進捗状況について点検評価を行い公表するよう務める。

### 【主な改革項目】

- ・ペーパーレス化の推進（会議等におけるプロジェクターの活用等）
- ・3R運動<sup>\*10</sup>の取り組みの推進
- ・公用車更新時の小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入

## (4) 行政評価制度の導入

行財政の効率化と実効性のある施策に取り組むため、行政活動サイクル（P D C A<sup>\*11</sup>サイクル）を活用した行政評価制度の導入について積極的に取り組むとともに、内部評価だけでなく外部評価を視野にいれ、評価内容を公表する。

また、具体的施策及びその目的を達成するための具体的手段（事務事業）について、目的と目標を明確にすることとし、一定の基準・指標を持って検証し、成果を重視した行政運営を実現する。

### 【主な改革項目】

- ・行政評価制度（事務事業評価（内部・外部評価））の導入及び評価内容の公表（再掲）
- ・P D C Aサイクルの確立
- ・行政評価結果の積極的な公表

## 2. 定員管理の適正化<sup>\*12</sup>及び給与の適正化

### (1) 定数管理の適正化

定員適正化計画の策定にあたっては、国の定員削減化計画に留意しながら、過去の定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、類似団体<sup>\*13</sup>別職員数及び当町の特殊要素等を考慮して策定する。

また、公表にあたっては、定員管理の状況及び定数適正化計画の数値目標について、住民が理解しやすいように工夫する。

#### 【主な改革項目】

- ・年次別の定員適正化計画の策定
- ・類似団体の数値を踏まえた、各課の人員配置数の適正化

### (2) 給与の適正化

職員の給与については、人事院勧告を基本とし、県及び他の市町との均衡を考慮するとともに、職員一人ひとりの能力・職責等を勤務成績評価により反映した給与のあり方等、職員給与の見直しに取り組むと同時に勤務意欲の向上を図る。

また、総人件費抑制の観点から適正な制度運営と住民への公表に努める。

#### 【主な改革項目】

- ・勤務成績評価制度<sup>\*14</sup>（勤勉手当、昇給・昇格の判断等のための「勤務評定」を公平に評価する制度）の導入
- ・外郭団体の給与等の再点検

## 3. 人材育成の推進と透明性の向上

### (1) 人材育成の推進

職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的及び方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員一人ひとりが課題発見と課題解決策を通じて、政策形成能力と実践能力を身につけ、その能力開発と人材育成の観点に立った人事管理や活力ある職場環境づくりに努める。

#### 【主な改革項目】

- ・人材育成基本方針の策定
- ・資格取得の推奨

## (2) 職員研修の実施

職員の意識改革、業務の改善等を目指して職員研修機会の拡充を図り、総合的な人材育成に努める。

### 【主な改革項目】

- ・職員研修計画の策定
- ・県、広域圏への計画的な研修派遣
- ・自主研修の充実
- ・自主研修グループへの活動支援

## (3) 職員提案制度<sup>\*15</sup>の活性化

職員提案制度の活性化を図り、職員のやる気の醸成、組織の活性化を促進する。

### 【主な改革項目】

- ・企画立案能力の向上

## (4) 町政に関する情報の提供

行政の透明性と公正の確保のため、広報、ホームページ及びケーブルテレビの充実を図り情報の共有化を積極的に推進する。

### 【主な改革項目】

- ・広報、ホームページ及びケーブルテレビによる広報公聴活動の充実
- ・パブリックコメント<sup>\*16</sup>の推進

## 4. 財政運営の健全化

### (1) 経費の節減合理化等の財政の健全化

経費全般について徹底的な見直しを行い、節減及び合理化を図るとともに、歳入に見合った予算編成への転換により過度な基金への依存を回避し、予算の厳正な執行を図る。

また、町税等について、滞納整理の着実な実施により徴収率の向上を図り、自主財源<sup>\*17</sup>の確保に努める。

### 【主な改革項目】

- ・歳入に見合った予算編成等による過度な基金依存の回避
- ・町税等の収納率の向上
- ・受益者負担の適正化
- ・事務事業の共同化、広域化の推進
- ・遊休町有地の処分・貸付

## (2) 補助金等の整理合理化

団体等に対する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証するとともに、新たに実施する補助金について終期を設定し自立を促す。

### 【主な改革項目】

- ・費用対効果、経費負担等の検証
- ・新規補助金の終期の設定
- ・町単独補助の効果精査
- ・し尿処理業務の効率化等による経費の縮減

## (3) 公債費<sup>\*18</sup>の適正化

公債費の縮減を図るため、新規発行の町債は必要最小限かつ計画的に行うとともに、有利な起債を活用する。

また、既存の高金利の起債<sup>\*19</sup>については、減債基金<sup>\*20</sup>の活用等による繰上償還<sup>\*21</sup>を実施し、金利の軽減を図る。

### 【主な改革項目】

- ・町債残高の抑制
- ・新発債の抑制
- ・有利な起債の活用
- ・実質公債費比率の適正化

## (4) 繰出金の抑制

事業の運営上必要な経費は、その事業による収入によって賄わなければならないという原則から、経費を節減、受益者負担の見直し等の経営改善を図ることにより、一般会計からの繰出金の抑制を図る。

### 【主な改革項目】

- ・病院事業会計への適切な繰出
- ・国民保養センター特別会計への繰出金の抑制

#### (5) 公共工事の効率化

地域の実情等を勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組み、限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、入札や契約手続きの公正性・透明性等の一層の改善に努める。

##### 【主な改革項目】

- ・ 公共工事のコスト縮減
- ・ 一般競争入札の推進

#### (6) 公会計<sup>\*22</sup>の整備

バランスシート及び行政コスト計算書の整備を進め、公営企業や第三セクター<sup>\*23</sup>等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組む。

また、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定に取り組む。

##### 【主な改革項目】

- ・ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備
- ・ 連結バランスシートの作成・公表

### 5. 地方公営企業等の経営の健全化

#### (1) 病院事業

「安心・安全」の確保という観点から、医師等医療職員の確保対策の強化による、経営の健全化を図るとともに管理運営体制の再点検を行う。

##### 【主な改革項目】

- ・ 病院改革プラン<sup>\*24</sup>の確実な実施及び検証体制の充実
- ・ 管理運営体制の再点検
- ・ 資金不足額の解消及び目標値の設定
- ・ 医師等医療職員の確保策の強化

## (2) 上下水道事業

上下水道の加入促進や未収金の徴収強化等による自主財源の確保をするとともに、施設の統廃合等によって管理の効率化や給水体制の充実を図る。

### 【主な改革項目】

- ・ 上下水道の接続率向上に向けた啓発活動の推進
- ・ 未収金の徴収強化
- ・ 上水道と簡易水道施設の統廃合等による効率化
- ・ 上下水道施設管理の民間委託等の検討

## (3) 国民保養センター「キャッスル真名井」及び湯ったり館

稼働率の落ち込み等について、原因を調査分析し、経営の健全化に取り組むため、更なる業務の見直しを行うとともに、本来民間が行うべき業務であることを鑑みて、指定管理者制度等による民間的経営手法を取り入れる。

### 【主な改革項目】

- ・ 指定管理者制度の導入

## 6. 外郭団体等の効率的な運営

### (1) 外郭団体の見直し

#### ①外郭団体の見直し

町が主体的に設立した穴水町文化・スポーツ振興事業団等の外郭団体について、社会情勢の変化をよくとらえ、一層の業務の効率化及び収支の健全化に向け、事務内容や利用状況等の検証を行うとともに、団体が自立できるよう積極的な指導に努める。

#### ②外郭団体等の監査、点検評価、情報公開の体制整備

経営状況等に関する点検を行う体制を整えるとともに、財務諸表の概要等を広報やホームページにより公表する体制を整える。

### (2) 一部事務組合等における運営の効率化

一部事務組合等の団体について、構成団体の負担金により運営を行っていることから、町と同様に業務の簡素化・効率化などの行財政改革に一層努めることを強く要請するとともに、予算編成についても、構成団体と充分協議することとし関与の強化に努める。

(3) その他団体等の見直し

① 審議会<sup>\*25</sup>、委員会、各種団体等の見直し

審議会、委員会、各種団体等のあり方、定数、組織、構成、報酬等を見直し、必要に応じて廃止、統廃合を行う。

【主な改革項目】

- ・組織・機構の見直し
- ・男女共同参画社会<sup>\*26</sup>の推進（委員会等における女性委員の増員）

② 各種団体等の自立促進

任意に設立された団体等でその事務局を行政が担っているものについて、団体等による自主的な運営を促すよう努める。

【主な改革項目】

- ・団体等事務局の民間移管の促進

## < 用語の説明 >

\* 1 『三位一体改革』 P 1

国と地方の税財政改革を指しており、具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減並びに税源移譲を含む税源配分の見直しのことをいいます。

\* 2 『地方交付税』 P 1

全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税で、市町村が独自の判断で使える財源のことをいいます。

\* 3 『情報公開制度』 P 1

町が収集管理している公の情報を広く住民に公開する制度のことをいいます。

\* 4 『協働』 P 4

町民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動することをいいます。

\* 5 『人事院勧告』 P 5

国家公務員の給与・勤務条件などが社会一般の情勢に適応するように、国会及び内閣に対して人事院が行う報告と勧告のことをいいます。

\* 6 『指定管理者制度』 P 5

従来、限定された団体しか受託できなかった公の施設管理を、地方公共団体が指定する民間事業者等の団体（指定管理者）に行わせることができたようになった制度。指定管理者の指定にあたっては議会の議決が必要となります。

\* 7 『行政評価制度』 P 5

政策・施策・事務事業のそれぞれにおいて、行政活動の結果、それが本来求めていた目的に対して、どれだけの成果が上がったのかを客観的に把握・評価し、その結果を次年度以降の行政活動に反映させていく仕組みをいいます。

\* 8 『スクラップ・アンド・ビルド』 P 5

組織・事業の肥大化を防ぐため、組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則であり、組織・事業を新設する際には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止することをいいます。

\* 9『第1次穴水町地球温暖化対策実行計画』 P 6

平成21年3月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき穴水町が策定したもので、この計画に沿って温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

\*10『3R運動』 P 6

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表しており、3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものをいいます。

\*11『PDCAサイクル』 P 6

計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）を意味し、この一連のサイクルの中で事業を継続的に改善させていくことをいいます。

\*12『定員管理の適正化』 P 7

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題等を明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定め、複数年度にわたり適正に実行していくことをいいます。

\*13『類似団体』 P 7

総務省が作成する類型別の団体をいい、人口規模と産業構造を基準として類型（穴水町はⅢ－2に該当）されており、地方自治体の態様を比較するためには、最も身近な尺度となるものです。

\*14『勤務成績評価制度』 P 7

勤勉手当、昇給・昇格の判断等のための勤務評定を公平に評価する制度です。

\*15『職員提案制度』 P 8

職員に対して町行政に関する意見や研究の成果の提出を奨励することで、職員の意欲を高めるとともに、行政水準の向上を図ることを目的とした制度です。

\*16 『パブリックコメント』 P 8

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、住民に広く意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うものです。

\*17 『自主財源』 P 8

町税や使用料など、町が自主的に集めることのできるお金のことをいいます。

\*18 『公債費』 P 9

地方債（借入金）の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

\*19 『起債』 P 9

「借金」である地方債（借入金）を自治体が発行することいい、将来必要になる施設や道路などの建設の財源として調達されるのが原則となっています。

\*20 『減債基金』 P 9

減債基金とは、町債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積立てることを目的に設置された基金をいいます。

\*21 『繰上償還』 P 9

繰上償還とは、以前に借入した地方債（借入金）を予定の償還期日より、早く返済することをいいます。

\*22 『公会計』 P 10

国や地方自治体の会計を公会計といいます。

企業会計とは異なり、税金の使い道を明らかにするのが目的です。

自治体によっては、貸借対照表や行政コスト計算書（損益計算書）を作るところも出てきています。

\*23 『第三セクター』 P 10

地方公共団体と民間企業とが共同で出資を行っている商業法人及び民法法人をいいます。

\*24『病院改革プラン』P 1 0

地域医療の安定的かつ継続的な提供を図る観点から、公立穴水総合病院の役割を明確にするとともに、経営の効率化に向けた具体的な取り組みをまとめた今後の病院事業の指針となるものであり、平成21年3月に策定されたものです。

\*25『審議会』P 1 2

町の執行機関の附属機関として特定の諮問事項について調査・審議する合議制の機関のことで、政策の立案・運営等にあたり、専門知識を導入し、あるいは各分野の意見を反映させるための方策として用いられます。

\*26『男女共同参画社会』P 1 2

男女が互いの人権を尊重し、社会の対等の構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの能力を発揮できるようにすることをいいます。